

黒船サーカス開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒船サーカス開催補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 黒船サーカスは、函館市民や市内の経済界の協力を得ながら、道南地域の若者が中心となってイベントを行う事業であり、これを支援することで、次世代を担う若者の地域愛の醸成につなげ、街の魅力向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、函館黒船地域活性化協議会(以下「協議会」という。)とする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する黒船サーカスとする。

2 補助対象経費は、黒船サーカスその他の補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認める場合は、2分の1を超えた割合とすることができる。

2 補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助対象経費に消費税および地方消費税相当分を含めた額で補助金の交付の申請をした補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税および地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第1号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。